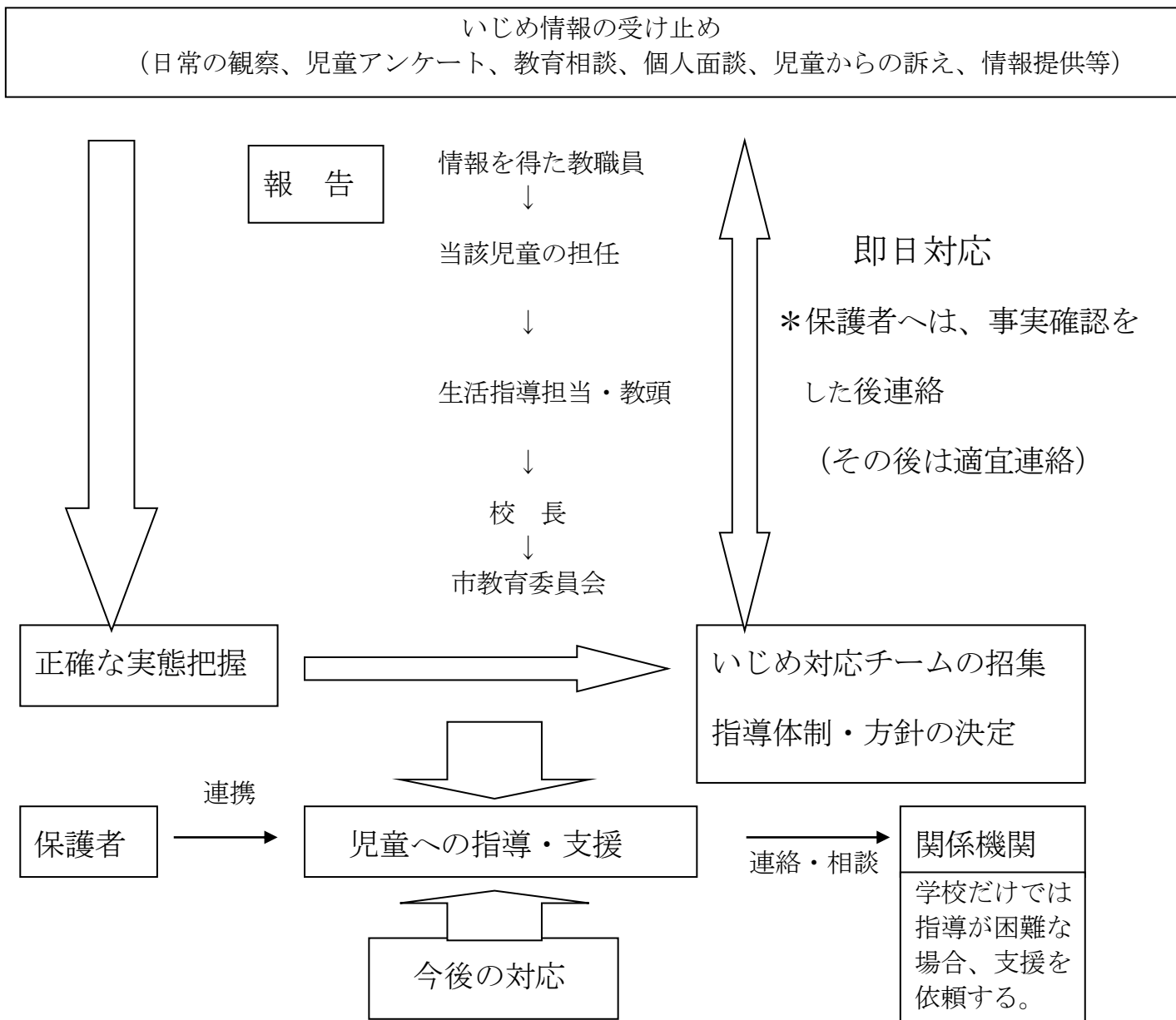


組織的対応



*生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合

- ①すみやかに市教育委員会や警察等関係機関へ報告する。
- ②市教委の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に誠意を持って事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の承諾を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

*ネットのいじめへの対応

ネットを悪用したいじめは、匿名性があるため罪悪感が低くなりがちであり、相手の気持ちが分かりにくい。そのため、エスカレートしやすい上に、広範囲に広がる危険性がある。また、小学生にあって利用している実態があることを認識しなければならない。

- ①養父市こどもSNSルールを活用。
- ①児童にネットに関する正しい知識を提供するとともに、個別懇談会等では情報の収集に努める。
- ②誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」につながり、悪質なものは刑法に抵触し検挙されることがあることも児童に認識させ、情報モラルの指導を低学年から発達段階に応じて行う。
- ③保護者に対して、ネットの危険性等について懇談会等を通じ周知を図る。